

生駒市条例第4号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住する住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加

算した額

第14条の4第1項中「第183条において準用する場合を含む。）」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及びその所有に係る住宅（水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で管理者」を「で水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「を除く。）には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第2条第1項及び第14条の4第1項の改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日